(受理番号)

4 - 17

(受理年月日) 令和4年11月24日

陳 情

件 名

マイナンバーカードによるオンライン資格確認義務化の撤回を求める意見 書の提出について

要旨

河野デジタル大臣は10月13日の記者会見において、保険証を2024年秋にも廃止すると表明した。6月の「骨太方針2022」で、政府は、マイナンバーカードを保険証利用するオンライン資格確認について、「医療機関・薬局に2023年4月から導入を原則として義務付けるとともに、…さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す」としていた。河野大臣の発言は、2024年秋と時期を明言した上で、原則廃止ではなく廃止を目指すと踏み込んだものである。

大臣発言により、「マイナンバーカードがないと医療が受けられなくなるのか」「マイナンバーカードを管理できない人や、所持したくない人はどうなるのか」など、困惑・危惧の声が上がっており、マイナンバーカードを普及させるために、患者・国民、医療現場に大きな混乱を持ち込んでいる。マイナンバーカードの保険証利用を、法令で強制(保険証廃止)して進めるのは、あまりにも乱暴で稚拙な施策と言わざるを得ない。

マイナンバーカードで受診する患者は、平均で週に病院で3人強、医科・歯科の診療所、薬局では1人に過ぎない(8月実施の厚生労働省審議会資料)。マイナンバーカードを持っていても、ほとんどの患者・国民は保険証で受診している。マイナンバーカード紛失に伴うリスクなどから、厳重に保管しているのが現状といえる。使い慣れた保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化など患者・国民は求めていない。保険証廃止を強引に推し進めることは、国民主権・民主主義に反するものと言わざるを得ない。

マイナンバーカードで受診できる医療機関は3割に過ぎない(10月2日現在)。2023年3月末までのオンライン資格確認の体制整備の原則義務化をめぐり、全国各地で小規模、高齢・閉院予定、離島・へき地や設備投資費用が重いなど様々な事情で体制整備ができないとの声や、整備するメリットが低い・ないと判断する声が寄せられている。全国の保険医協会の調査では、このまま義務化となれば「閉院・廃院を考える」との回答が医療機関の1割に及んでいる。こうした中、2024年秋までにすべての医療機関でオンライン資格確認を行うことを、当然のこととする大臣の会見での発言は、地域をよく知る医師・歯科医師の閉院・廃院を進め、地域医療の疲弊・崩壊に拍車をかけるものである。

私たち、患者・国民の命と健康を守る医師・歯科医師の団体として、政府に対して「2024年秋に保険証廃止を目指す」方針の撤回を求め、保険証で安心して受診できる国民皆保険制度を守るよう、地方自治法第99条の規定により国に対し意見書を提出するよう陳情する。

部 名 健康福祉部